

令和 6 年度

鴻巣市家庭雑排水処理事業補助金募集要項

1 補助対象

既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換される方

2 補助金交付の条件等

(1) 条件

1. 単独処理浄化槽または汲み取り便槽からの転換であること
2. 合併処理浄化槽は、浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であること
3. 家庭用でかつ 5 人から 10 人槽の合併処理浄化槽であること
4. 設置場所が公共下水道認可区域外、農業集落排水区域外であること

(2) 次のいずれかに該当する場合は、補助金を交付できません。

1. 市税を滞納している場合
2. 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置する場合
3. 建築基準法第 6 条第 1 項に基づく確認申請を要する建築物の新築、増築または改築に伴い合併処理浄化槽を設置される場合
4. 賃貸人の承諾が得られない場合（家を借りている場合）
5. 工事着工後に申請した場合

3 申込方法等

(1) 受付期間

令和 6 年 5 月 15 日（水）から令和 6 年 6 月 11 日（火）までに必着でお願いします。

期間内に補助金額を超える応募があった場合は、抽選により補助対象者を決定します。

なお、補助予定金額に達しない場合は、予算額に到達するまで随時、令和 6 年 12 月 25 日（水）まで受付します。

(2) 提出先

〒365-8601 鴻巣市中央 1 番 1 号

(3) 申込必要書類

1. 家庭雑排水処理事業補助金事前申込書
2. 添付書類
ア. 委任状（申込者が代理人の場合）

(4) その他

受付期間終了後に申込者全員の方へ抽選の有無について、電話連絡いたします。

4 補助金額

(1) 補助予定額 16,506,000円（30基程度）

(2) 本体設置工事（転換）費用

1. 5人槽：352,000円
2. 7人槽：434,000円
3. 10人槽：568,000円

※ただし、転換に要した費用又は上記の額のいずれか少ない額を上限とします。

(3) 配管費

1. 当該工事に要した費用に相当する額（1,000円未満切り捨て）
2. 上限100,000円

(4) 処分費

1. 当該処分に要した費用に相当する額（1,000円未満切り捨て）
2. 上限50,000円

5 当選者等の決定方法

(1) 抽選の日程

日 程 令和6年6月13日（木）

(2) 抽選結果は、当落にかかわらず後日ご連絡いたします。

(3) 当選者は、当選した権利を譲渡すること（交付金申請時に名義を変更すること）は一切できません。 申込みにあたっては、予めご了承ください。

(4) 抽選に落選した方で、キャンセル待ちを希望する方がいる場合は、補欠者を決定します。

(5) 当選者は、すみやかに本申請の手続きをしてください。

6 問い合わせ先

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

鴻巣市役所 環境経済部 環境課

(鴻巣市役所本庁舎1階23番窓口)

TEL 048-541-1321 内線3121・3127

FAX 048-577-8462

ホームページからのお問い合わせも可能です。